第13号議案

緑ゆたかな美しいまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

緑ゆたかな美しいまちづくり条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月18日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律において、動物の所有者による終生飼養の責務が 定められたことを踏まえ、愛玩動物の引取り等に関する規定を整備するため、この条 例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

緑ゆたかな美しいまちづくり条例の一部を改正する条例

緑ゆたかな美しいまちづくり条例(平成11年芦屋市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第47条中「愛がん動物」を「愛玩動物」に改める。

第50条の見出しを「(愛玩動物の所有者等の義務)」に改め、同条第1項中「愛がん動物」を「愛玩動物」に、「適正」を「、適正」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第51条中「前条第1項」を「前条」に改める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参 照 1

緑ゆたかな美しいまちづくり条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律において、動物の所有者による終生飼養の責務が定められたことを踏まえ、愛玩動物の引取り等に関する規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) やむを得ず飼養できなくなった愛玩動物の引取りを行わないこととする。

(第50条関係)

- (2) その他規定の整理
- 3 施行期日

平成26年4月1日

参 照 2

動物の愛護及び管理に関する法律抜粋

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 (第1項省略)

(第2項及び第3項省略)

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を 及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養するこ と(以下「終生飼養」という。) に努めなければならない。

(第5項から第7項まで省略)